

## 【償還払いについて】

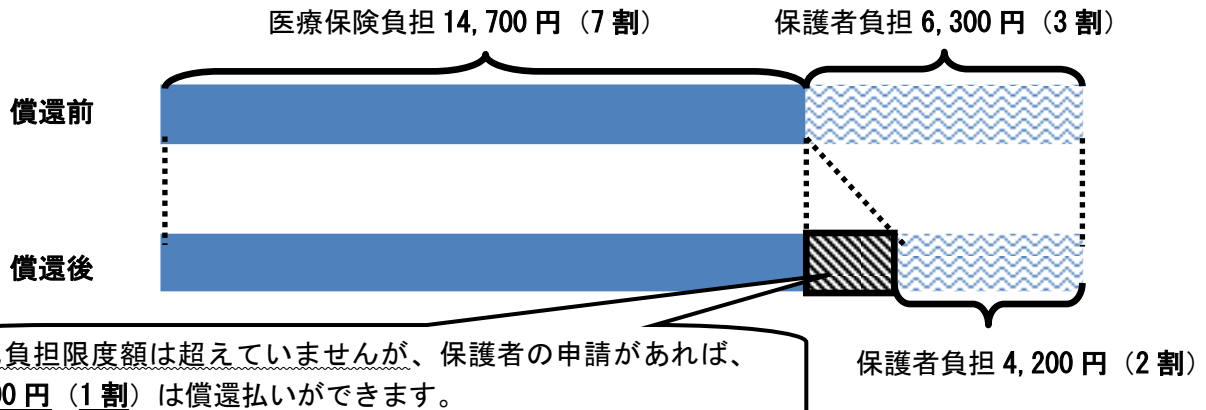
有効期間開始日から、医療受給者証がお手元に届くまでの間にお支払いになった、申請疾患にかかる下記の医療費は、保護者の申請により償還払いの手続きができます。



- ・ 窓口で医療費の3割を負担した場合  
⇒申請をしていただくことで3割のうち、1割は償還されます。
- ・ 窓口で医療受給者証に記載されている自己負担限度額以上の医療費を支払った場合  
⇒申請をしていただくことで、月額自己負担限度額を超えた分は償還されます。

(例) 月額自己負担限度額 10,000 円の方の場合

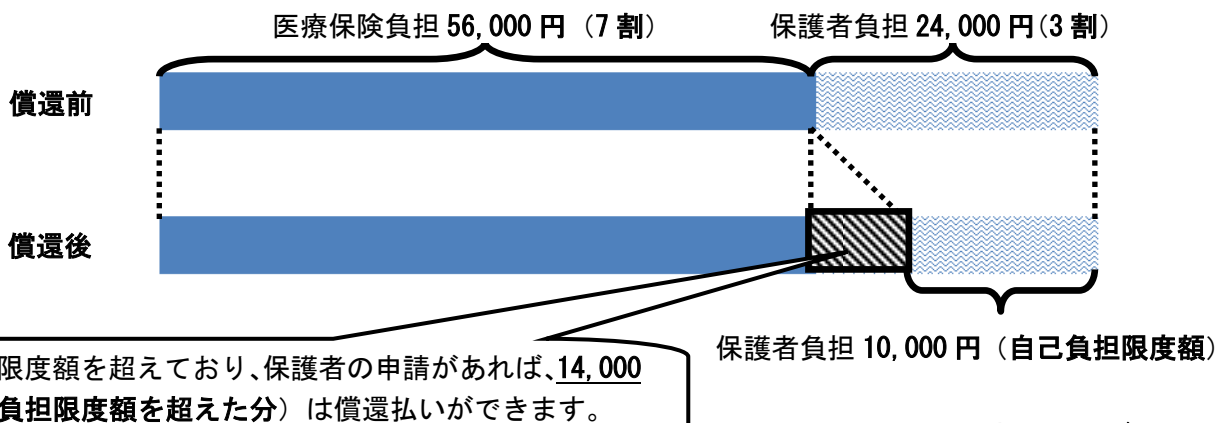
1. 1か月の総医療費が 21,000 円だった場合



2. 1か月の総医療費が 36,000 円だった場合



3. 1か月の総医療費が 80,000 円だった場合



(裏面につづく)

## 【留意事項】

- 1 同月に複数の医療機関等を受診された場合は、受診されたすべての医療機関等からの証明が必要になります。
- 2 市町が実施する「育成医療」と併用することはできませんので、ご注意ください。
- 3 市町が実施する乳幼児・子ども医療費等の「福祉医療制度」と併用することはできますが、先に「小児慢性特定疾病医療費受給者証」を使って県に請求していただく必要があります。
- 4 加入医療保険者より高額療養費、付加金の支給があった場合は、「支給通知書」のコピー等を添えて請求していただく必要があります。
- 5 高額かつ長期や按分などで上限額の変更があった場合、自己負担上限額管理票を医療費の証明書として提出することも可能です。

## 【償還払いに必要な書類】

- ① 小児慢性特定疾病治療費請求書（様式第1号） …保護者が記入
- ② 小児慢性特定疾病医療費証明書（様式第2号）  
または自己負担上限額管理票（すでに記載がある場合のみ）
- ③ （高額療養費・付加金の支給があった場合のみ）支給通知書のコピー等
- ④ 小児慢性特定疾病医療受給者証（確認したのち、お返しします。）
- ⑤ 振込先の金融機関名、支店、口座番号のわかるもの  
（預金通帳、キャッシュカードなど）

## 【申請方法】

- 各保健所窓口に提出。

※先に医療保険の高額療養費の支給申請を保険者へ行き、還付を受けてから申請してください。  
高額療養費の該当がある方で未申請の場合は受付できません。

### <69歳以下の方の上限額>

適用区分	ひと月の上限額（世帯ごと）
ア	252,600円＋（医療費－842,000）×1%
イ	167,400円＋（医療費－558,000）×1%
ウ	80,100円＋（医療費－267,000）×1%
エ	57,600円
オ	35,400円

注 1つの医療機関等での自己負担（院外処方代を含みます。）では上限額を超えないときでも、同じ月の別の医療機関等での自己負担（69歳以下の場合には2万1千円以上であることが必要です。）を合算することができます。  
この合算額が上限額を超えれば、高額療養費の支給対象となります。

※高額療養費の申請が必要かどうかは表を参考にしてください。  
ひと月の上限額と同じ金額またはそれ以上を支払っている場合は支給がある可能性があるため加入されている医療保険の保険者へお問い合わせください。